

第4節 森林によるCO₂吸収源対策の推進

1 森林資源の保全と利用【県産材活用課、森づくり課】

(1) 森林の現状

本県の森林面積は約31万haで、県土の75%を占めており、全国平均の66%と比べ割合は高くなっています。このうち民有林^{*1}のスギを中心とする人工林は約12万haとなっています。

これらの森林は、木材の供給のほか、県土保全や水源かん養、保健休養の場の提供など様々な公益的機能を有しており、近年では特に地球温暖化防止という観点から、二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。

平成20年3月に改定された「京都議定書目標達成計画」では、森林吸収量の目標である1,300万炭素tを確保するため、平成19年度から平成24年度までの6年間に、国全体で計330万haの間伐^{*2}を実施することを目標とし、年間55万ha程度の間伐が実施されてきました。

平成25年度以降についても、継続した森林吸収量確保に向け、年間52万haの間伐を実施していくこととされています。

(2) 多様な森林整備

本県においては、昭和40年代から本格的に植林を進めてきた結果、約12万haのスギ等の人工林が造成されました。

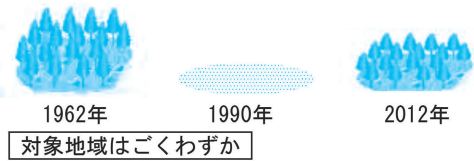
そのうち柱などとして利用できる樹齢約50年以上のものが約半分まで増えてきており、今後はこの資源を有効に活用していく必要があります。

このために平成27年に策定した「ふくいの森林・林業基本計画」に基づき、主として木材の生産を持続的に行う「資源循環の森」と森林の持つ多面的機

○ 新規植林：過去50年間森林がなかった土地に植林



○ 再植林：1990年以前に森林でなかった土地に植林



○ 森林経営：持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業

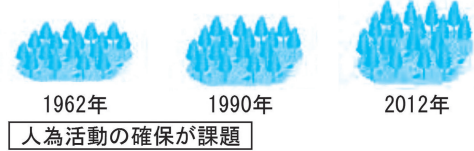


図2-4-1 京都議定書で吸収源と認められる森林

能を持続的に発揮する「環境保全の森」の2つに分け、それぞれの森づくりを進めています。

「資源循環の森」では、持続的な木材生産活動を通じ、健全な森林を維持するため、山ぎわを中心に間伐を進めるとともに、集落単位で効率的な木材生産を計画的に進める「コミュニティ林業」を拡大します。

また、「環境保全の森」では、奥山の人工林を中心に、列状間伐等により広葉樹を導入し、針広混交林化や広葉樹林化を進めています。

表2-4-2 民有林^{*1}における間伐実績一覧表

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
面積 (ha)	3,965	3,534	4,687	4,856	5,208	5,202	5,212	5,205	5,011	4,040	4,125	4,143	4,368

^{*1}民有林：国有林以外の森林。民有林は、都道府県・市町村・財産区で所有する公有林と、個人、会社、団体などが所有する私有林とに区分されます。

^{*2}間伐：林内が樹冠により閉鎖し、林木相互間の競合が始まった後、目的樹種を主体にその一部を伐採して林分密度を調節することにより、林木の利用価値の向上と下層植生の発達を促し、表土の流出の防止など森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採のことをいいます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 森林保全と管理

山村地域では、過疎化や高齢化が進む一方、県民が森林をレクリエーションの場等として積極的に活用する機会が多くなり、入込者数は年々増加しています。このため、山火事の未然防止、ごみの不法投棄や違法伐採を早期発見する監視活動が不可欠であり、県においては森林保全巡視員(H28:5名)を配置し、関係機関と連携しながら森林パトロールを実施しています。

また、森林に起因する災害を未然に防止するため、中山間地の集落に山林保全(山地災害および山林買収)監視モニター(H28:1,216名)を配置しており、モニターを対象とした研修会を実施しています。加えて、地域住民を対象とした治山事業の現場見学会を県内5箇所で開催し、治山工事の目的や効果、山地災害が発生する予兆、避難の大切さ等を再認識してもらうことで、防災意識の向上と普及啓発に努めています。



山林保全(山地災害および山林買収)監視モニター研修会

なお、公益的な機能を発揮する重要な森林は保安林に指定し管理することとし、保安林以外の森林において開発行為が行われる場合には、許可制度を適用して指導・監督することで、安全で安心できる生活環境の保全に努めています。

(4) 県民参加の森林づくり

森林からの多様な恩恵は、全県民が享受するものであり、森林の整備・保全を社会全体で支えていくことが必要であるため、健全な森づくりへの直接参加、個人や企業等からの活動支援、地元の木を伐って使う等の取組みを「緑と花の県民運動」の一環として積極的に推進しています。このため、春季と秋季に行っている「緑の募金活動」、森づくりの日に総合グリーンセンターで開催される「みどりと花の県民運動大会」、地域住民による「ふるさとの森」や漁業関係者による「漁民の森」の整備活動等を通

じて、県民参加の森林づくり意識の喚起を図っています。



みどりと花の県民運動大会

次世代を担う「緑の少年団」や県民誰もが自然を知り、森林や緑の大切さを学ぶことができる活動場所とするため、福井市脇三ヶ町にある県有林を「体験の森」として整備し、森林環境教育活動を推進しています。

(5) 森林整備を担う人材の育成

森林の整備を適切に推進していくためには、森林生態系に配慮した多様な森林施業等を行う知識、技術を有した人材を確保・育成する必要があります。

このため、平成9年度から新規就業者を対象に研修を行い、林業作業に必要な基本的な知識、技術、技能を修得して安全に施業を行う人材を「フォレストワーカー」として育成し、これまでに、113名(H28.10)の方が登録されています。

さらに、平成28年度からは「ふくい林業カレッジ」を新たに開校し、新卒者など若い世代を中心に、全国から就業希望者を募り、林業に関する基礎知識や技術の習得を目的とした研修を行っています。初年度は、女性2人を含む9名の研修生が座学研修や現地での伐倒研修、林業事業体へのインターンシップなどを通じ林業の就業に必要な知識や技術を学んでいます。



ふくい林業カレッジでの現地研修

2 県産材^{*1}の活用【県産材活用課】

木材は、化石燃料や鉱物と違い再生産が可能なこと、大気中の二酸化炭素を炭素として固定・貯蔵すること、鉄などに比べ少ないエネルギーで加工できることなど、地球環境への負荷を軽減するクリーンな資材として注目を集めています。

特に、県産材の利用は、林業をはじめとする地域産業の活性化を促し、健全な森林整備を通じて森林の持つ多様な機能の発揮につながります。

このため、県では、「木を伐って使う」取組みを強化しており、山ぎわ間伐の推進による県産材の生産拡大や県産材のフル活用を進めています。

県産材の利用拡大を図るため、県産材を活用した住宅や商業施設の新築・リフォームに対し支援しています。

特に住宅の分野では木材使用量の多い柱や梁・桁を外材等から県産材に転換することを進めています。

さらに、建築の分野以外においても、県産材の利用を拡大するために、県産スギ材を活用したオフィス家具を開発しました。この取組を一層推進して

いくため、平成28年5月、県とオフィス家具メーカーである株式会社イトーキ、福井県家具建具協同組合が県産材利用推進に関する協定を締結しました。

このほか、これまで主に木材以外のものが使われていた分野での県産材の利用を開拓するため、平成27年度にはマンション内装材やオフィス家具など新たな製品の開発に対して支援を行い、県産材の利用拡大に努めています。



マンション内装材木質化内覧会開催状況

コラム1 「一企業一木質化」を推進する地産地消のオフィス家具を開発

これまであまり県産材が使われてこなかった家具の分野での利用を開拓することとし、様々なメーカー等に働きかけをしたところ、株式会社イトーキと福井県家具建具協同組合から賛同をいただき、福井県産スギ材を使用したオフィス家具を共働で開発しました。

平成28年5月25日に協定を締結し、県産材オフィス家具の県内外への販売推進を通して、県産材の利用が拡大することを期待しています。



県産材を使用したオフィス家具

コラム2 「県産間伐材を使用した自動販売機」を設置

平成28年12月22日、県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社福井支店が県産材利用推進に関する協定を締結しました。県産間伐材を使用した自動販売機の設置を進めることで、県産材の魅力を県民にアピールし、住宅への県産材利用などに向けた機運や環境保全への関心の高まりを期待しています。



総合グリーンセンターに導入された自動販売機

^{*1} 県産材：県内で伐採された原木を県内で加工した木材